

神 監 第 3 5 4 号  
平成 1 8 年 3 月 6 日

A 様

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

福祉医療関係外郭団体への補助金の支出に関する

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 1 8 年 1 月 6 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法  
第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

## 第1 請求の趣旨

平成18年1月6日に提出された措置請求書によると、請求の趣旨は次のとおりと解される。

神戸市が、平成16年度に財団法人神戸市地域医療振興財団(以下、「地域医療振興財団」という。)、財団法人神戸市障害者スポーツ協会(以下、「障害者スポーツ協会」という。)、財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下、「市民福祉振興協会」という)に交付した補助金には、派遣職員人件費相当額3億2,264万6,018円が含まれており、これは、違法な支出である。

### 理由

- 1 「公益法人等への一般職公務員の派遣等に関する法律(以下、「派遣法」という。)」は、自治体給与もちの第三セクターへの職員派遣を原則として禁止し、職員を派遣する場合給与は派遣先の負担としている。職員の給与分を別に補助金として支給するのは、この法制度を迂回する脱法行為である。
- 2 派遣法上、職員の給与付き派遣が許されているのであるから、派遣法のルールに基づいて、給与もちで派遣すべきであるにもかかわらず、そうしていないのは、派遣法上給与付きで派遣できないことを承知しつつ、補助金の形で迂回して公金を支出しているものであり、違法である。
- 3 これらの支出は、条例の根拠がない。

神戸市長は、補助金の支給を受けた団体に受給額を神戸市に返還させるとともに、返還されない総額は市長個人が返還し、今後の支出を差止めることを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象

監査の対象としたのは、措置請求書及び事実を証する書面から特定される地域医療振興財団、障害者スポーツ協会及び市民福祉振興協会への補助金のうち、措置請求書受付日から過去1年間に支出され又は17年度予算からの支出が見込まれる補助金に含まれる派遣職員人件費相当額の支出である。

平成16年度支出（平成17年1月6日以降）

団体名	補助金名	金額
地域医療振興財団	西神戸医療センター運営事業補助	446,283,500
障害者スポーツ協会	障害者スポーツ振興事業補助	3,852,045
市民福祉振興協会	しあわせの村（保健福祉局ゾーン。ただし、シルバーカレッジを除く。）管理運営業務に係る補助	6,181,220
	しあわせの森管理運営業務補助	32,350,000
	小計	38,531,220
合計		488,666,765

平成17年度支出（予算額）

団体名	補助金名	金額
地域医療振興財団	西神戸医療センター運営事業補助	867,600,000
	地域医療振興財団補助	24,691,000
	小計	892,291,000
障害者スポーツ協会	障害者スポーツ振興事業補助	66,932,000
市民福祉振興協会	しあわせの村（保健福祉局ゾーン。ただし、シルバーカレッジを除く。）管理運営業務に係る補助	65,595,000
	シルバーカレッジ管理運営等業務に係る補助	11,547,000
	しあわせの森管理運営業務補助	76,032,000
	小計	153,174,000
合計		1,112,397,000

## 2 監査の実施

保健福祉局，建設局の関係職員から事情聴取を実施したほか，当局が作成した補助金に関する支出書類等について監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

#### (1) 職員の派遣について

地域医療振興財団，障害者スポーツ協会，市民福祉振興協会は，派遣法第2条第1項に基づき，公益法人等への職員の派遣等に関する条例（以下，「派遣条例」という。）第2条第1項第1号，公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則第2条第1項第10号，第14号，第15号により定められた団体であり，市長とこれらの団体との間の取決めに基づき，派遣条例で定めるところにより，職員を派遣している。

#### (2) 派遣職員人件費相当額の補助について

地域医療振興財団への補助

補助の根拠規定，補助の目的，補助の対象は，次のとおりである。

	西神戸医療センター運営事業補助	地域医療振興財団補助
根 拠	「財団法人神戸市地域医療振興財団西神戸医療センター運営事業補助交付要綱」	「財団法人神戸市地域医療振興財団補助金交付要綱」
施行年月日	平成 6 年 8 月 1 日	平成 3 年 3 月 11 日
補助の目的	西神戸医療センターが市民病院群のひとつとして確保すべき高度・救急医療，結核医療等を提供する	神戸市における地域医療のシステム化を推進するため，振興財団が行う地域医療システムの調査研究及び運営等を補助する
補助の対象	行政的経費，不採算的医療経費，共済費の一部（総務省運用基準に準拠）	地域医療連携システム推進事業にかかる経費の一部

監査対象とした補助金に含む派遣人件費相当額は次のとおりである。

ア 西神戸医療センター運営事業補助は，派遣職員人件費のうち，共済組合追加費用のみを補助対象としている。

平成 16 年度の補助金総額 8 億 9,256 万 7,000 円のうち，共済組合追加費用は 6,639 万 8,000 円であり，監査対象である平成 16 年度補助金 4 億 4,628 万 3,500 円をこの割合で按分すると，派遣職員人件費相当額は 3,319 万 9,000 円である。

平成 17 年度予算額 8 億 6,760 万円に含まれる派遣職員人件費相当額は 6,641 万 1,000 円である。

イ 地域医療振興財団補助は，事業に要する経費の一部を補助するものであり，平成 17 年度予算額 2,469 万 1,000 円のうち派遣職員人件費相当額は，年度終了後に提出される補助金執行額内訳書をもって確定する。

#### 障害者スポーツ協会への補助

補助の根拠規定，補助の目的，補助の対象は，次のとおりである。

	障害者スポーツ振興事業補助
根 拠	「神戸市障害者スポーツ振興事業補助金交付要綱」
施行年月日	平成 10 年 4 月 1 日
補助の目的	障害者スポーツの普及・促進を通じて，障害者の機能回復と健康の増進を図るとともに，障害者の社会的自立と社会参加を促進し，障害者の福祉向上に寄与するため，協会が行う障害者スポーツ振興事業に対して補助する
補助の対象	各種スポーツ大会への選手派遣その他障害者スポーツ育成・振興事業に係る事業費，人件費，事務費

平成 16 年度補助金 3 億 8 万 5 千 2,045 円は，派遣職員人件費の不足額を追加交付したものであり，すべて派遣職員人件費である。

平成 17 年度予算額 6,693 万 2,000 円に含まれる派遣職員人件費は，

3,761万7,000円である。

市民福祉振興協会への補助

補助の根拠規定, 補助の目的, 補助の対象は, 次のとおりである。

	しあわせの村(保健福祉局ゾーン。ただし,シルバーカレッジを除く。)管理運営業務に係る補助	シルバーカレッジ管理運営等業務に係る補助	しあわせの森管理運営業務補助
根 拠	「しあわせの村(保健福祉局ゾーン。ただし,シルバーカレッジを除く。)管理運営等業務にかかる補助金交付要綱」	「神戸市シルバーカレッジ管理運営等業務に係る補助金交付要綱」	「しあわせの森管理運営業務補助金交付要綱」
施 行 年 月 日	平成 10 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
補 助 の 目 的	「神戸市民の福祉をまもる条例」の趣旨である「市民福祉の理念の確立」や「市,事業者及び市民が協働して市民福祉の向上に努め,もって福祉都市づくりの総合的推進」を図る上で不可欠であるところから		
	協会が,しあわせの村で実施する福祉意識の啓発,市民福祉活動の振興等の事業を補助する	協会が,神戸市シルバーカレッジにおいて実施する福祉意識の啓発,市民福祉活動の振興等の事業を補助する	協会が実施する公園緑地事業を補助する
補 助 の 対 象	協会へ派遣されている職員のうち,しあわせの村管理運営等業務に従事する職員に係る人件費,その他市長が特に必要と認める経費	協会へ派遣されている職員のうち,カレッジ管理運営等業務に従事する職員に係る人件費,その他市長が特に必要と認める経費	協会へ派遣されている職員のうち,しあわせの森管理運営業務に従事する職員に係る人件費,その他市長が特に必要と認める経費

平成 16 年度補助金 3,853万1,220円及び 17 年度予算額 1億5,317万4,000円は,すべて派遣職員人件費である。

(3) 派遣職員に対する給与の支給と補助金の交付について

派遣法施行(平成 14 年 4 月 1 日)以前は,市が派遣職員に対し直接給与を支給し,派遣先団体から市に給与相当額を返還していた。

派遣法施行後は,市長と派遣先団体との取決めにに基づき,派遣先団体が派遣職員に対して給与を支給している。

補助金は,派遣法施行以前から交付している。

2 判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

- (1) 派遣法は、自治体給与もちの職員派遣を原則として禁止しており、職員の給与分を別に補助金として支給するのは、派遣法を迂回する脱法行為であるとの主張について

派遣法第6条第1項は、派遣職員に対しては給与を支給しないと定めている。

従来、公益法人等の業務に地方公共団体の職員を専ら従事させるための制度は存在せず、地方公共団体における取扱いが区々で、派遣された職員の給与等の取扱いにも不利益が生じるなどの問題点が指摘されていた。また、商工会議所への職務専念義務の免除による職員の派遣及び給与の支給について、職務専念義務の免除及び勤務しないことの承認を適法と判断するためには、派遣目的の達成と当該派遣の具体的な関連性を明らかにする必要があるとの最高裁判断(最判平成10年4月24日)が示された。このような背景のもと、職員の派遣について統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化、手続の透明化等を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的として、平成12年4月26日派遣法が公布され、平成14年4月1日から施行された。

派遣法第6条第1項は、このような立法の経緯をふまえ、派遣職員が派遣期間中専ら派遣先団体の業務に従事し、地方公共団体の職務に従事しないことから、派遣職員に対して地方公共団体が給与を直接支給することを原則として禁止したものである。他方、派遣先団体が実施する事業について、公益上必要であるとの判断に基づき、人件費を含む経費の全部又は一部を補助金として交付することができる(地方自治法第232条の2)のであるから、派遣職員人件費相当額を補助金として支給することが、直ちに脱法行為であるとはいえない。

本件補助金は、いずれも派遣先団体が実施する事業が、市の行政目的を達成するうえで必要であるという公益上の判断に基づき、派遣法成立以前から交付されているものであって、給与の直接支給禁止を形式的に回避する意図であるとは認められず、また、派遣法制定当時、国の通知等でも補助金の交付についても禁じたものであるとの解釈は示されておらず、判例も存在しないことから、派遣法制定後も補助金交付を継続していることをもって、脱法行為であるとはいえない。

- (2) 派遣法上、職員の給与付き派遣が許されているにもかかわらず、そうしていないのは、派遣法上給与付きで派遣できないことを承知しつつ、補助金の形で迂回して公金を支出しているものであり、違法であるとの主張について

派遣法第6条第2項は、派遣職員が従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例で定めるところにより、給与を支給することができるとしている。

これは、第1項が地方公共団体の職務に従事しない者に対する給与の支給を原則として禁じているのに対し、派遣職員が従事する業務が地方公共団体の職務に従事している場合と同様の効果をもたらすと認められる場合に限って、給与の直接支給を認めたものである。

(1)でのべたように、派遣法は、派遣先団体が実施している事業について、派遣職員人件費を含む経費の全部又は一部を補助金として交付することまでも禁じた趣旨とは解されないから、直接支給が認められるからといって、必ずその方法によるべきものということとはできない。

### (3) 支出に条例の根拠がないという主張について

派遣職員の給与は、派遣先団体が支給しており、報酬その他の勤務条件は市長と派遣先団体との取決めによって定められるものであって、地方公共団体が条例に基づいて支給するものではないから、地方自治法第204条第3項、第204条の2、地方公務員法第24条第6項、第25条第1項等という条例の根拠は必要ない。

## 第4 結論

以上のことから、地域医療振興財団、障害者スポーツ協会、市民福祉振興協会に交付した補助金に含まれる派遣職員人件費相当額の支出は、違法な公金の支出ではない。したがって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。